

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第223号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年8月11日 07時40分ごろ	
発生場所	兵庫県姫路市男鹿島 男鹿島灯台から真方位219° 900m付近 (概位 北緯34° 39.1' 東経134° 34.6')	
事故等調査の経過	平成22年10月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	砂利採取運搬船 第十八新幸丸、498トン	
船舶番号、船舶所有者等	134208、新岡建設海運株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	推進器翼に損傷及びアンカーチェーン切断	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、船首約1.4m、船尾約3.8mの喫水で、男鹿島において錨を使用して着岸作業中、平成22年8月11日07時40分ごろ、浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、男鹿島において錨を使用して着岸作業中、風浪に圧流されたことから、浅所に乗り揚げた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、男鹿島において錨を使用して着岸作業中、風浪に圧流されたため、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	